

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇

処 分 庁

荒尾市長

審査請求人が令和３年８月１０日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、荒尾二造変電所跡の調査を行うため、令和３年６月２１日付けで荒尾市総務部文化企画課に対し、戦跡調査申請書を提出した。
- 2 上記申請に対し、荒尾市総務部文化企画課は、令和３年６月２２日付け荒文企第２２７号の２により、建物内部は侵入禁止などの条件を付けて調査を許可した。
- 3 審査請求人は、上記の条件付許可に対して、令和３年７月１１日付けで審査請求書（以下「条件付許可に対する審査請求書」という。）を提出した。
- 4 上記審査請求の審査庁の担当である荒尾市総務部総務課（行政管理係）は、条件付許可に対する審査請求書の「審査請求に係る処分の内容」の項目の記載が処分を特定するには不十分であるとして、令和３年８月４日付け荒総務第５８９号で条件付許可に対する審査請求書の補正を命じる補正命令書を送付した。
- 5 上記補正命令に対して、審査請求人は、令和３年８月８日付け（郵便の消印の日付は令和３年８月１０日）で条件付許可に対する審査請求書の内容を補正する補正書及び当該補正命令に対する審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

- 6 本件審査請求書に対して、本件審査請求の審査庁の担当である荒尾市総務部総務課（人事厚生係）は、記載内容に趣旨等が不明瞭な箇所があるため、令和3年9月9日に審査請求人に電話で趣旨等を聴き取り、職権で本件審査請求書の補正を行い、郵送での審査請求であるため郵便の消印の日付である令和3年8月10日付けで本件審査請求書を受け付けた。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張

- 1 条件付許可に対する審査請求書の補正命令書には、条件付許可に対する審査請求書では、どのような処分がなされたか特定できないと記載してあるが、審査請求人から荒尾市に対して行っている申請や荒尾市から審査請求人に対して行っている処分は他にはなく、メールでやりとりもしているため、容易にどのような処分であるか特定できるにもかかわらず補正を求めている。このことは、審査請求人を委縮させ、また審査請求人に対する嫌がらせであり、かつ、郵送代など無駄な税金も発生させている。
- 2 また、補正命令書の差出人欄の部の名称が「総務課」となっており、明らかに誤植があり、補正命令書として適切でない。
- 3 以上から、補正命令の取消しを求め、また、補正命令を出した職員の懲戒処分を求める。

理 由

- 1 本件審査請求は、荒尾市総務部総務課（行政管理係）が、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき行った補正命令に対する審査請求である。
- 2 法第7条第1項第12号の規定により、法第5章第1節第1款の規定に基づく処分を除き、法に基づく処分については、審査請求をすることができない。
- 3 以上のことから、本件審査請求は、審査請求をすることができない不適法な審査請求であるため、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年10月15日

審査庁

荒尾市長 浅田 敏彦